

事 務 連 絡  
平成 2 1 年 9 月 8 日

(社) 日本臨床検査薬協会 殿

厚生労働省医政局経済課

### 新型インフルエンザの流行入りに伴う体外診断用医薬品の安定供給について

体外診断用医薬品の安定供給の確保については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年5月の新型インフルエンザ(A/H1N1)の国内発生以来、医薬品、医療機器等につきましては、特に抗インフルエンザウイルス薬やマスク、消毒薬を中心に例年以上に需要が拡大しているところではございますが、今般、国立感染症研究所の調査においてインフルエンザ様患者の発生数が定点あたり1人を超過したことにより、本格的に流行期に入ったと見られるため、今後、さらに医薬品、医療機器等の安定供給の確保が重要となると考えているところです。

既に、4月30日及び5月27日付事務連絡(別添)においてもご連絡しているところですが、改めて貴会傘下の会員の皆様におかれましては、医療機関等に対する体外診断用医薬品の供給に支障が生ずることがないように、増産を図る等の措置、また、適正な流通を阻害することがないように、**特に、新型インフルエンザの患者発生地域に体外診断用医薬品が円滑に流通されるよう**、さらなるの措置を講ずるようお願い申し上げます。

なお、引き続き当課において、体外診断用医薬品の需給情報を収集し、必要な対応を図ることとしておりますので、当課から貴会(場合により傘下会員)に連絡を差し上げました場合には、引き続きご協力をお願いいたします。

(別添1)

事務連絡  
平成21年4月30日

(社) 日本臨床検査薬協会 殿

厚生労働省医政局経済課

新型インフルエンザの海外発生に伴う体外診断用医薬品の安定供給について

体外診断用医薬品の安定供給の確保については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

WHOのフェーズ4宣言を受け、4月28日に新型インフルエンザ感染症の発生を正式に宣言したところですが、これに伴い、政府に新型インフルエンザ対策本部を設置し、対応を図っているところであります。

また、本日、WHOのフェーズが4から5に引き上げられたところです。

今般の状況を踏まえ、貴会傘下の会員の皆様におかれましては、今後、医療機関等に対する体外診断用医薬品の供給に支障が生ずることがないように必要に応じ増産を図る等の措置、また、適正な流通を阻害することがないように、万全の措置を講ずるようお願い申し上げます。

なお、当課において体外診断用医薬品の需給情報を収集し、必要な対応を図ることとしておりますので、当課から連絡を差し上げました場合には、より一層の積極的な支援に取り組んでいただきますよう、ご協力をお願いします。

貴会傘下の会員に対し、ご協力いただきますようご配慮をお願い申し上げます。

担当者連絡先 厚生労働省医政局経済課 天野、萬年  
TEL 03(5253)1111 内線 2533  
03(3595)2421 (夜間直通)  
FAX 03(3507)9041  
E-mail mannen-yoshiyuki@mhlw.go.jp

(別添2)

事務連絡  
平成21年5月27日

(社) 日本臨床検査薬協会 殿

厚生労働省医政局経済課

### 新型インフルエンザの国内発生に伴う体外診断用医薬品の安定供給について

体外診断用医薬品の安定供給の確保については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、国内において新型インフルエンザが発生したことを受け、「基本的対処方針」が示され、患者や濃厚接触者が活動した地域等への検査薬等の円滑な供給を関連事業者等に要請することとされたところです。

すでに、標記について4月30日付事務連絡(別添)で依頼したところであり、貴会員の皆様方には安定供給についてご尽力いただいているところであります。

現在、医療機関や自治体等から体外診断用医薬品(特にインフルエンザ迅速検査キット)が入手しづらくなっているとの報告を受けているところであることから、医療機関等に対する体外診断用医薬品の供給に支障が生ずることがないように、また、適正な流通を阻害することがないように、特に、新型インフルエンザの患者発生地域に体外診断用医薬品が円滑に流通されるよう、さらなる万全の措置を講ずるようお願い申し上げます。

なお、引き続き当課において、体外診断用医薬品の需給情報を収集し、必要な対応を図ることとしておりますので、当課から連絡を差し上げました場合には、引き続きご支援、ご協力をお願いします。